

玉野市障害者医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第56号）による障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	玉野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	玉野市障害者医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第56号）による障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 玉野市障害者医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第56号）による障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	玉野市障害者医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第56号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、（障害者）の受療を容易にするため（障害者）に対し医療費支給の措置を講じ、もって（障害者）の（福祉の増進）に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		玉野市障害者医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第56号） 玉野市障害者医療費給付条例施行規則（昭和48年玉野市規則第34号）
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号	玉野市障害者医療費給付条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市障害者医療費給付条例第5条の規定による受給資格証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ニ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号、玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ホ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ヘ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号	玉野市障害者医療費給付条例第6条第3項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市障害者医療費給付条例第6条第3項の規定による受給資格証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ニ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号、玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ホ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ヘ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号	玉野市障害者医療費給付条例第12条第1項1及び第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市障害者医療費給付条例第12条第 1 項及び第2項の規定による申請内容の変更又は受給資格の喪失に関する届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ニ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号、玉野市心身障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ホ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ハ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号	玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、玉野市障害者医療費給付条例第 4 条第 1 項

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2の負担上限月額に係る事実についての審査に関する事務
--------	--	---

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ニ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号、玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号	玉野市障害者医療費給付条例施行規則第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市障害者医療費給付条例施行規則第5条に規定する一部負担金の減免の手続等に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ニ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第2号、玉野市障害者医療費給付条例施行規則第2条の2、第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項6号ハ	玉野市障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年05月09日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	